

防火対象物の 定期点検報告はお済みですか？

▲ 報告期限は、平成16年9月30日

点検・報告！
してありますか？

防火基準点検済証



管理権原者の氏名
点検を行った日 年 月 日
次回点検予定日 年 月 日
点検を行った者の氏名

〈防火セイフティマーク〉

▲ 点検報告をしなかった者には、30万円以下の罰金又は拘留が、その法人に対しては、30万円以下の罰金が課されることがあります。

総務省消防庁・違反是正支援センター

防火対象物定期点検報告制度

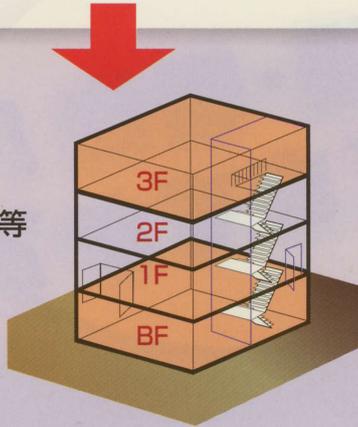
点検が義務となる防火対象物

収容人員が30人以上 300人未満の防火対象物

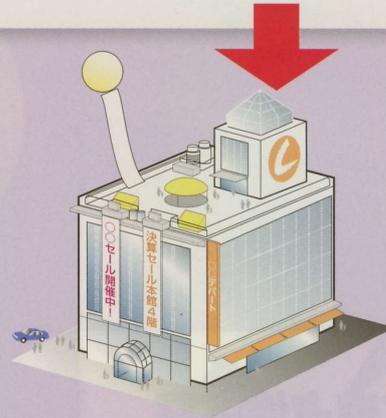
次の要件に該当するもの

1. 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの
(避難階は除く)
2. 階段が二以上設けられていないもの

小規模雑居ビル等



収容人員が300人以上の防火対象物



百貨店、遊技場、
映画館、病院、
老人福祉施設等

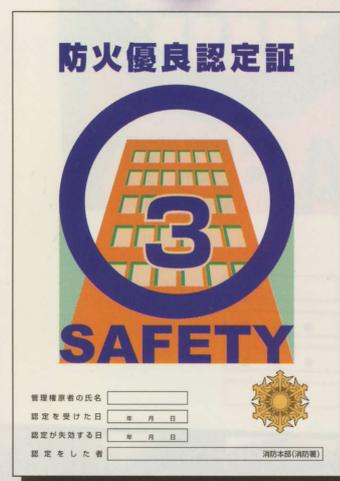
防火対象物定期点検報告

1年に1回、防火対象物点検資格者による点検報告が**必要**です。



特例認定

一定の要件を満たしている場合は、申請により点検報告の義務が**3年間免除**されます。



不明な点は、お近くの消防署までお問い合わせ下さい。

違反是正支援センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防会館
財団法人日本消防設備安全センター内